

岡山市地域防災計画「新旧対照表」 (地震・津波災害対策編)

※修正部分は、下線で示しています。

頁	修正前	修正後	修正理由
15	第 1 部 総則 第 1 章～第 2 章（略） 第 3 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第 1 節（略） 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 1～5（略） 6 自衛隊 [陸上自衛隊（<u>第 13 特科隊等</u>）] （略） 7 指定公共機関 （略） 【日本赤十字社（岡山県支部）】（以下、「日赤県支部」という。）」	第 1 部 総則 第 1 章～第 2 章（略） 第 3 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第 1 節（略） 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 1～5（略） 6 自衛隊 [陸上自衛隊（中部方面特科連隊第 3 大隊等）] （略） 7 指定公共機関 （略） 【日本赤十字社（岡山県支部）】（以下、「日赤県支部」という。）」	時点修正
17	①（略） ②緊急救護に適する救助物資（毛布・緊急セット等）を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。 ③～⑤（略） （略）	②緊急救護に適する救助物資（毛布・緊急セット（日用品等））を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。 ③～⑤（略） （略）	上位計画と整合を図ったもの
19	8 指定地方公共機関 （略） <u>（新規）</u>	8 指定地方公共機関 （略） [社会福祉法人岡山県社会福祉協議会] ①被災地域において、ボランティアセンターの支援を行う。 ②岡山県災害派遣福祉チーム（岡山DWAT）の派遣を行う。 ③被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付を行う。	上位計画と整合を図ったもの
	9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 【岡山市内医師会連合会（以下、「岡医連」という。）】	9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 【岡山市内医師会連合会（以下、「岡医連」という。）】	各部より意見のあったもの

【一般社団法人岡山市医師会（以下、「市医師会」という。）】 <u>①医療救護班の編成及び出動体制の整備並びに災害現場への派遣に関するこ と。</u> <u>②傷病者に対する応急処置及び重症者等の後方医療施設への転送の要否 ・順位の決定並びに死亡の確認に関すること。</u> 【一般社団法人岡山県病院協会岡山支部】 <u>①後方医療施設となる病院に対する連絡調整に関すること。</u> 【岡山市内歯科医師会連合会】 ①災害時の<u>歯科治療</u>に協力する。 ②遺体の身元確認に係る法歯科医の情報提供と連絡調整を行う。 【岡山市薬剤師会】 <u>①医療品を中心とした医療救護活動に協力する。</u> <u>②被災地内の衛生環境整備を支援する。</u> <u>③災害時における医療救護活動に協力する。</u> 【公益社団法人岡山県看護協会】 <u>①医療及び助産活動に協力する。</u> <u>②防疫その他保健衛生活動に協力する。</u> <u>③災害時における医療救護活動に協力する。</u> 【災害拠点病院】 (略) 【おかやまDMAT】 (略) 以下 (略) 第4章～第5章 (略) 第6章 南海トラフ巨大地震の被害想定 第1節～第5節 (略) 第6節 岡山市に想定される被害 1 (略)	【一般社団法人岡山市医師会（以下、「市医師会」という。）】 【岡山市薬剤師会】 【公益社団法人岡山県看護協会】 ①災害時における医療救護活動に協力する。 (削除) 【岡山市内歯科医師会連合会】 ①災害時における医療救護活動に協力する。 ②遺体の身元確認に係る法歯科医の情報提供と連絡調整を行う。 (削除) (削除) 【災害拠点病院】 (略) 【災害派遣医療チーム (DMAT)】 (略) 以下 (略) 第4章～第5章 (略) 第6章 南海トラフ巨大地震の被害想定 第1節～第5節 (略) 第6節 岡山市に想定される被害 1 (略)	表現の適正化
--	---	---------------

34	2 岡山市被害想定調査（令和４年５月） 岡山市は、令和４年５月に被災想定調査を実施し、災害種別ごとの立退避難者を算出し、岡山市地震・津波等被害想定調査結果（平成２５年１１月）における避難所避難者数（災害直後～１日）について時点修正を行った。 また、地域特性を考慮するため、町丁目ごとに立退避難者が最大となる災害を判定し、それらを集計することで、<u>最大立退避難者数を算出した。</u> <u>これらの結果を踏まえ、</u>今後、避難場所の不足が想定される地域について十分な避難場所を確保できるよう、既存避難場所の利用可能スペースの拡大や、協定締結等による避難場所の確保に取り組んでいく。加えて、備蓄物資の見直しや確保、避難指示等の判断・伝達マニュアルの修正を行う際の基礎資料とする。 被災想定の実施に当たっては、ハザードマップで示している浸水想定区域・土砂災害警戒区域、及び住民基本台帳、固定資産台帳等を利用し、各区域内の住家数、居住者数を算出した。また、洪水・高潮の避難者数の算出は、浸水時に垂直避難が可能な方は除くものとした。 （略） 第７節（略） 第７章（略） 第２部 地震・津波災害予防計画 第１章 自立型の防災活動の促進 第１節 防災知識の普及啓発計画 第１項～第２項（略） 第３項 実施内容 １ 実施主体 [市] ①～⑤（略）	2 岡山市被害想定調査（令和４年５月） 岡山市は、令和４年５月に被災想定調査を実施し、町丁目ごと、災害種別ごとの住家被害数や立退避難者数を算出し、岡山市地震・津波等被害想定調査結果（平成２５年１１月）における避難所避難者数（災害直後～１日）について時点修正を行った。 また、地域特性を考慮するため、町丁目ごとに立退避難者が最大となる災害を判定し、それらを集計することで、得られる最大立退避難者数に加え、災害種別ごとの避難者数も考慮のうえ、今後、避難場所の不足が想定される地域について十分な避難場所を確保できるよう、既存避難場所の利用可能スペースの拡大や、協定締結等による避難場所の確保に取り組んでいく。加えて、備蓄物資の見直しや確保、避難指示等の判断・伝達マニュアルの修正を行う際の基礎資料とする。 被災想定の実施に当たっては、ハザードマップで示している浸水想定区域・土砂災害警戒区域、及び住民基本台帳、固定資産台帳等を利用し、各区域内の住家数、居住者数を算出した。また、洪水・高潮の避難者数の算出は、浸水時に垂直避難が可能な方は除くものとした。 （略） 第７節（略） 第７章（略） 第２部 地震・津波災害予防計画 第１章 自立型の防災活動の促進 第１節 防災知識の普及啓発計画 第１項～第２項（略） 第３項 実施内容 １ 実施主体 [市] ①～⑤（略）	表現の具体化
----	--	---	--------

39	⑥高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努め、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。 ⑦～⑧（略） 以下（略） 2～6（略） 第2節～第3節（略） 第4節 ボランティア養成等計画 第1項～第2項（略） 第3項 実施内容 1（略） 2 ボランティアの養成、登録 [市] 災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行い、市域内の県登録災害救援専門ボランティアについても把握するものとする。 また、行政・NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。	⑥防災知識の普及の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 ⑦～⑧（略） 以下（略） 2～6（略） 第2節～第3節（略） 第4節 ボランティア養成等計画 第1項～第2項（略） 第3項 実施内容 1（略） 2 ボランティアの養成、登録 [市] 災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行うとともに、役割分担や災害ボランティアセンターの設置予定場所について定めるよう努め、市域内の県登録災害救援専門ボランティアについても把握するものとする。 また、行政・NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。	上位計画と整合を図ったもの
46	災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行い、市域内の県登録災害救援専門ボランティアについても把握するものとする。 また、行政・NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。	災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行うとともに、役割分担や災害ボランティアセンターの設置予定場所について定めるよう努め、市域内の県登録災害救援専門ボランティアについても把握するものとする。 また、行政・NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。	上位計画と整合を図ったもの

47	(新規) 以下 (略) 3 ネットワーク化の推進 [市] (略)	○災害ボランティアセンター候補施設 <table><tr><th>区</th><th>施設名 (所在地)</th></tr><tr><td>北区</td><td>○岡山市役所 (大供一丁目 1 - 1) ○北区役所 (大供一丁目 1 - 1) ○岡山市保健福祉会館 (鹿田町一丁目 1 - 1) ○北長瀬未来ふれあい総合公園 (北長瀬一丁目)</td></tr><tr><td>中区</td><td>○岡山ふれあいセンター (桑野 7 1 5 - 2)</td></tr><tr><td>東区</td><td>○東区役所 (西大寺南一丁目 2 - 4) ○西大寺緑花公園・百花プラザ (西大寺南一丁目 2 - 3)</td></tr><tr><td>南区</td><td>○南区役所 (浦安南町 4 9 5 - 5) ○浦安総合公園 (浦安南町 4 9 3 - 2) ○ウェルポートなださき (片岡 1 5 9 - 1) ○灘崎総合公園 (片岡 1 1 9 - 1) ○灘崎支所 (片岡 2 0 7)</td></tr></table> 以下 (略) 3 ネットワーク化の推進 [市] (略)	区	施設名 (所在地)	北区	○岡山市役所 (大供一丁目 1 - 1) ○北区役所 (大供一丁目 1 - 1) ○岡山市保健福祉会館 (鹿田町一丁目 1 - 1) ○北長瀬未来ふれあい総合公園 (北長瀬一丁目)	中区	○岡山ふれあいセンター (桑野 7 1 5 - 2)	東区	○東区役所 (西大寺南一丁目 2 - 4) ○西大寺緑花公園・百花プラザ (西大寺南一丁目 2 - 3)	南区	○南区役所 (浦安南町 4 9 5 - 5) ○浦安総合公園 (浦安南町 4 9 3 - 2) ○ウェルポートなださき (片岡 1 5 9 - 1) ○灘崎総合公園 (片岡 1 1 9 - 1) ○灘崎支所 (片岡 2 0 7)	上位計画と整合を図ったもの
区	施設名 (所在地)												
北区	○岡山市役所 (大供一丁目 1 - 1) ○北区役所 (大供一丁目 1 - 1) ○岡山市保健福祉会館 (鹿田町一丁目 1 - 1) ○北長瀬未来ふれあい総合公園 (北長瀬一丁目)												
中区	○岡山ふれあいセンター (桑野 7 1 5 - 2)												
東区	○東区役所 (西大寺南一丁目 2 - 4) ○西大寺緑花公園・百花プラザ (西大寺南一丁目 2 - 3)												
南区	○南区役所 (浦安南町 4 9 5 - 5) ○浦安総合公園 (浦安南町 4 9 3 - 2) ○ウェルポートなださき (片岡 1 5 9 - 1) ○灘崎総合公園 (片岡 1 1 9 - 1) ○灘崎支所 (片岡 2 0 7)												
47	また、迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及び社会福祉協議会・NPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。 第 5 節 (略) 第 6 節 住民・地域・企業の防災訓練計画及び参加 第 1 項 (略) 第 2 項 関係機関の役割の例	また、迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及び社会福祉協議会・NPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。 第 5 節 (略) 第 6 節 住民・地域・企業の防災訓練計画及び参加 第 1 項 (略) 第 2 項 関係機関の役割の例	上位計画と整合を図ったもの										
49	自衛隊 (陸上自衛隊第 13 特科隊)	自衛隊 (陸上自衛隊中部方面特科連隊第 3 大隊)	時点修正										

52	第3項（略） 第7節（略） 第8節 要配慮者の安全確保計画 第1項 方針 高齢者、障害者等の要配慮者について、その状況を把握し防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。 <u>（新規）</u> （略） 第2項（略） 第3項 実施内容 1 避難行動要支援者名簿の作成 [市] （略） (1)避難支援等関係者 以下に挙げる団体及び個人に対し、避難行動要支援者本人又は親権者、法定代理人等から書面による同意を得た者の名簿情報を提供する。 ただし、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合には、災害種別や規模等を総合的に勘案した上で、当該同意の有無にかかわらず、名簿情報を提供する。 ①岡山市消防局 ②岡山市消防団 ③岡山県警察 ④民生委員児童委員 ⑤（社福）岡山市社会福祉協議会	第3項（略） 第7節（略） 第8節 要配慮者の安全確保計画 第1項 方針 高齢者、障害者等の要配慮者について、その状況を把握し防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。 災害発生時における要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、市における避難行動要支援者の避難支援対策の基本的な考え方や進め方を明らかにした「岡山市要配慮者避難支援全体計画」により対応する。 （略） 第2項（略） 第3項 実施内容 1 避難行動要支援者名簿の作成 [市] （略） (1)避難支援等関係者 以下に挙げる団体及び個人に対し、避難行動要支援者本人又は親権者、法定代理人等から書面による同意を得た者の名簿情報を提供する。 ただし、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合には、災害種別や規模等を総合的に勘案した上で、当該同意の有無にかかわらず、名簿情報を提供する。 ①岡山市消防局 ②岡山市消防団 ③岡山県警察 ④民生委員児童委員 ⑤（社福）岡山市社会福祉協議会	表現の具体化
----	--	---	--------

53	⑥自主防災組織 ⑦安全・安心ネットワーク ⑧町内会等 <u>(新規)</u> ⑨その他、避難支援等の実施に携わる関係者として市長が必要と認める者 (2)～(8) (略) 2～6 (略) 第9節 食料・飲料水・生活必需品の確保計画 第1項 (略) 第2項 実施内容 1 物資の備蓄・調達 [市] 大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、物資供給計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。	⑥自主防災組織 ⑦安全・安心ネットワーク ⑧町内会等 ⑨岡山市地域包括支援センター ⑩その他、避難支援等の実施に携わる関係者として市長が必要と認める者 (2)～(8) (略) 2～6 (略) 第9節 食料・飲料水・生活必需品の確保計画 第1項 (略) 第2項 実施内容 1 物資の備蓄・調達 [市] 大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、物資供給計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。	方針の見直し
58	2～3 (略) 第9-1節～第9-3節 (略) 第2章 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1節 災害応急体制整備計画 第1項～第2項 (略) 第3項 実施内容 1～2 (略)	また、交通等の途絶により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、必要に応じて国（消防庁）に支援を求める。 2～3 (略) 第9-1節～第9-3節 (略) 第2章 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第1節 災害応急体制整備計画 第1項～第2項 (略) 第3項 実施内容 1～2 (略)	上位計画と整合を図ったもの
64	3 <u>関係機関等の災害対策本部への出席</u>	3 防災業務体制の整備	表現の適正化

64	(1)略 (2)防災関係機関相互の連携 [市] ①～⑥（略） ⑦訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。	(1)略 (2)防災関係機関相互の連携 [市] ①～⑥（略） ⑦訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となった場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。	上位計画と整合を図ったもの
65	⑧～⑩（略） <u>（新規）</u>	⑧～⑩（略） ⑪市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。	上位計画と整合を図ったもの
70	【県】 （略） (3)（略） 第2節（略） 第3節 保健医療活動に係る体制整備 第1項（略） 第2項 関係機関の役割の例 【市】 （略） 【県】 ・県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部における体制整備 第3項 実施内容	【県】 （略） (3)（略） 第2節（略） 第3節 保健医療活動に係る体制整備 第1項（略） 第2項 関係機関の役割の例 【市】 （略） 【県】 ・県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部における体制整備 第3項 実施内容	表現の適正化

74	第1項 (略) 第2項 関係機関の役割の例 【市】、【県】、【日赤県支部】 (略) 【おかやまDMAT】 (略) 【医療機関】 (略)	第1項 (略) 第2項 関係機関の役割の例 【市】、【県】、【日赤県支部】 (略) 【災害派遣医療チーム (DMAT)】 (略) 【医療機関】 (略)	表現の適正化
74	第3項 実施内容 1 組織・体制の整備 【県】 県は、県災害保健医療調整本部・地域災害保健医療調整本部の円滑な設置、運営に努めるとともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、DMAT指定機関との「おかやまDMATの出動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チームの派遣、災害拠点病院による医療救護活動等、関係者との円滑な連携を図るものとする。 また、県消防防災ヘリコプターの活用、ドクターヘリの基地病院に加え、市消防ヘリとの一層の連携による傷病者等の搬送体制の整備を図るものとする。	第3項 実施内容 1 組織・体制の整備 【県】 県は、県災害保健医療福祉調整本部・地域災害保健医療福祉調整本部の円滑な設置、運営に努めるとともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、DMAT指定機関との「おかやまDMATの出動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チームの派遣、災害派遣精神医療チーム (DPAT) 活動要領に基づく災害派遣精神医療チーム (DPAT) の受入れ・派遣、災害拠点病院による医療救護活動等、関係者との円滑な連携を図るものとする。 また、県消防防災ヘリコプターの活用、ドクターヘリの基地病院に加え、市消防ヘリとの一層の連携による傷病者等の搬送体制の整備を図るものとする。	各部より意見のあったもの
75	2 広域災害救急医療情報システムの整備 【市】 (略) 【医療機関】 広域災害救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、平常時から最新の医療情報を入力する。	2 広域災害救急医療情報システムの整備 【市】 (略) 【医療機関】 広域災害救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、平常時から最新の医療情報を入力する。 さらに、災害拠点病院においては、通信回線が途絶えた場合を考慮して、衛	

75	3 災害・救急医療拠点病院等の整備 【県】 県において指定された、災害時に医療提供の拠点となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院：県内1病院、地域災害拠点病院：二次医療圏1病院（県内9病院）を順次整備し、被災地域の継続的医療供給を確保する。 (1)機能 ①高度の診療機能、広域搬送対応機能 ②医療救護チーム派遣機能・応急用資機材貸出し機能・研修機能（基幹災害医療センターのみ）・DMAT等の受入機能・DMAT派遣機能 ③応急用資機材貸出し機能 ④研修機能（基幹災害拠点病院のみ） (2)整備 ①耐震補強・備蓄倉庫・自家発電装置 ②受水槽・ヘリポート （新規） （新規） ③研修スペース（基幹災害拠点病院のみ） （略） 4 災害医療チーム体制の整備 【県】 （略） また、災害急性期の迅速な医療救護活動に資するため、DMATを保有する災害拠点病院等をDMAT指定機関として指定し、DMATの運用に関する必要な事項を定めた「おかやまDMATの出動に関する協定書」を締結するとともに、研修や資機材整備等の支援を行う等、災害拠点病院等による災害医療チーム整備を促進する。	星回線を用いた通話や通信が利用できる環境を整備するよう努める。 3 災害・救急医療拠点病院等の整備 【県】 県において指定された、災害時に医療提供の拠点となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院：県内1病院、地域災害拠点病院：二次医療圏1病院（県内9病院）を順次整備し、被災地域の継続的医療供給を確保する。 (1)機能 ①高度の診療機能、広域搬送対応機能 ②災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入機能・DMAT派遣機能 ③応急用資機材貸出し機能 ④研修機能（基幹災害拠点病院のみ） (2)整備 ①耐震補強・備蓄倉庫・自家発電装置 ②受水槽・ヘリポート ③災害派遣医療チーム（DMAT）や医療チームの派遣に必要な緊急車両 ④食料、飲料水、医薬品等 ⑤研修スペース（基幹災害拠点病院のみ） （略） 4 災害医療チーム体制の整備 【県】 （略） また、災害急性期の迅速な医療救護活動に資するため、DMATを保有する災害拠点病院等をDMAT指定機関として指定し、DMATの運用に関する必要な事項を定めた「おかやまDMATの出動に関する協定書」を締結するとともに、研修や資機材整備等の支援を行う等、災害拠点病院等による災害医療チーム整備を促進する。併せて、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に基づき、派遣・受入体制を整備し、研修等の実施による災	
----	--	--	--

76	【県医師会】 (略) 【DMAT指定機関】 DMAT研修等への積極的な参加を通じ、災害時医療救護要員の確保に努めるとともに、災害時における医療救護活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。 <u>(新規)</u> 5 医療機関における耐震化・診療確保体制の整備 【医療機関】 次の災害予防対策の実施に努めるものとする。 ①施設の耐震診断の実施とその耐震化の推進 ②貯水槽・非常用発電機の整備 ③医療設備・機器の転倒防止のため、ボルト止め等の実施 ④災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> ⑤携帯電話の設置等通信体制の多重化の整備 6～8 (略) 第4-4節 医薬品等の確保体制の整備 第1項 方針 救急医薬品等については、流通段階における備蓄及び災害拠点病院の備蓄により確保するものとする。(略) 第2項～第3項 (略)	害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備を図る。 【県医師会】 (略) 【災害派遣医療チーム（DMAT）指定機関】 DMAT研修等への積極的な参加を通じ、災害時医療救護要員の確保に努めるとともに、災害時における医療救護活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。 【災害派遣精神医療チーム（DPAT）構成員所属機関】 DPAT構成員が所属する機関は、県との協定に基づき、DPAT構成員をDPAT業務に従事させる。 5 医療機関における耐震化・診療確保体制の整備 【医療機関】 次の災害予防対策の実施に努めるものとする。 ①施設の耐震診断の実施とその耐震化の推進 ②貯水槽・非常用発電機の整備 ③医療設備・機器の転倒防止のため、ボルト止め等の実施 ④災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施 ⑤業務継続計画の策定 ⑥人工呼吸器等の医療機器を使用している患者等の搬送先に関する計画の策定 ⑦携帯電話の設置等通信体制の多重化の整備 6～8 (略) 第4-4節 医薬品等の確保体制の整備 第1項 方針 救急医薬品等については、流通段階における備蓄により確保するものとする。(略) 第2項～第3項 (略)	
----	--	---	--

86	(新規) 2 (略) 第6-3節 (略) 第7節 災害救助用資機材の確保計画 第1項 (略) 第2項 関係機関の役割 自衛隊 (陸上自衛隊第13特科隊) 第3項 (略) 第8節～第9節 (略) 第10節 緊急輸送活動計画 第1項～第2項 (略) 第3項 実施内容 1 (略) 2 道路啓開の計画 [市・県・中国地方整備局] 発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、<u>あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。</u> 3～6 (略) 第11節～第15節 (略)	困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 ⑪やむを得ず、車中泊により、避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。 2 (略) 第6-3節 (略) 第7節 災害救助用資機材の確保計画 第1項 (略) 第2項 関係機関の役割 自衛隊 (陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊) 第3項 (略) 第8節～第9節 (略) 第10節 緊急輸送活動計画 第1項～第2項 (略) 第3項 実施内容 1 (略) 2 道路啓開の計画 [市・県・中国地方整備局] 発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。また、「中国地方道路啓開計画岡山県計画」に基づき、道路管理者相互の連携の下、道路啓開等を迅速に行う。 3～6 (略) 第11節～第15節 (略)	を図ったもの 上位計画と整合を図ったもの 時点修正 道路啓開計画の策定によるもの
89			

113	第3章 地震・津波に強いまちづくり 第1節～第2節（略） 第3節 ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設等予防計画 第1項～第2項（略） 第3項 実施内容 1～2（略） 3 下水道施設 【市】 (1)方針 市の下水道整備は、市政の重要課題と位置付け、今後、市民の快適な環境づくりのため、最大限の努力を重ねて下水道事業の推進を図ることとする。 （略） (2)対策 1)下水道施設の耐震化等 処理場や処理場へ直結する幹線管路や緊急輸送路下の幹線管路、排水機場や雨水管きょなど、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化、津波対策を優先的に実施するなど、施設の効率的な耐災害性の向上を図る。 2)下水道BCPの活用 大規模地震発生時における迅速な下水道機能の回復、事業継続を行うため、策定した「市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」を活用し、訓練・研修等を通じて、その実効性の向上を図る。 3)下水道施設の弾力的運用 施設が損傷を受け下水処理が不能となった場合でも、下水道業務継続計画（BCP）を基に、施設の応急復旧等の実施など早期復旧のために必要な対応を実施することとしており、必要最小限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とする。	第3章 地震・津波に強いまちづくり 第1節～第2節（略） 第3節 ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設等予防計画 第1項～第2項（略） 第3項 実施内容 1～2（略） 3 下水道施設 【市】 (1)方針 下水道整備は、市政の重要課題と位置付け、今後、市民の快適な環境づくりのため、最大限の努力を重ねて事業の推進を図ることとする。 （略） (2)対策 1)下水道施設の耐震化等 処理場・ポンプ場およびそれらに直結する幹線管路や緊急輸送路下の管路、避難所等からの排水を受ける管路などの重要な幹線等、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化、津波対策を優先的に実施するなど、施設の効率的な耐災害性の向上を図る。 2)下水道BCPの活用 大規模地震発生時における迅速な下水道機能の回復、事業継続を行うため、策定した「岡山市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」を活用し、訓練・研修等を通じて、その実効性の向上を図る。 3)下水道施設の弾力的運用 施設が損傷を受け下水処理が不能となった場合でも、岡山市下水道業務継続計画（BCP）を基に、施設の応急復旧等の実施など早期復旧のために必要な対応を実施することとしており、必要最小限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とする。	各部より意見のあったもの
-----	--	---	---------------------

	4) 重要幹線や<u>下水処理場</u>内の水路等の複数系列化 <u>重要幹線や下水処理場</u>内の重要な水路や配管、あるいは汚泥圧送管等が破断した場合には、システム全体が長期にわたり、機能を停止することになる。これを避けるため、処理場内の重要な水路等の配置を変えた複数系列化について検討する。	4) 重要な幹線等や<u>処理場</u>内の水路等の複数系列化 <u>重要な幹線等や処理場</u>内の重要な水路や配管、あるいは汚泥圧送管等が破断した場合には、システム全体が長期にわたり、機能を停止することになる。これを避けるため、処理場内の重要な水路等の配置を変えた複数系列化について検討する。	
114	5) 下水道施設のネットワーク化 <u>埋設深度の大きい管渠は、被害を受けにくいことから</u>、電話等の通信手段が不通となった場合の対応として、光ファイバー等下水道管理用の通信網により、処理場・ポンプ場等の主要な施設の破損状況等を早急に把握するための通信手段としても活用する。 6) 下水道施設の防災施設としての活用 <u>下水道施設は下水処理場・ポンプ場等</u>、まとまった空間を有しており、地震・津波の影響のない施設については、これらを避難地、また、施設によっては、延焼遮断帯として活用する。 7) (略) 4～7 (略) 第4節～第5節 (略)	5) 下水道施設のネットワーク化 電話等の通信手段が不通となった場合の対応として、<u>埋設深度が大きく、被害を受けにくい管きょに整備された</u>光ファイバー等下水道管理用の通信網を、処理場・ポンプ場等の主要な施設の破損状況等を早急に把握するための通信手段としても活用する。 6) 下水道施設の防災施設としての活用 <u>処理場・ポンプ場の下水道施設は</u>、まとまった空間を有しており、地震・津波の影響のない施設については、これらを避難地、また、施設によっては、延焼遮断帯として活用する。 7) (略) 4～7 (略) 第4節～第5節 (略)	
126	第6節 有害ガス等災害予防計画 第1項 方針 ばい煙・特定物質・有害物質又は有害ガス（以下、「有害ガス等」という。）の発生又は漏えいにより人体や環境に危害が及ばないような予防措置が必要であるため、大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例で定める有害ガス等の予防対策を推進する。 第2項 関係機関の役割の例 【市（環境局）】 ・有害<u>物質</u>等に係る施設に対する検査 ・(略) 第3項 実施内容	第6節 有害ガス等災害予防計画 第1項 方針 ばい煙・特定物質・有害物質又は有害ガス（以下、「有害ガス等」という。）の発生、<u>飛散</u>又は漏えいにより人体や環境に危害が及ばないような予防措置が必要であるため、大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例で定める有害ガス等の予防対策を推進する。 第2項 関係機関の役割の例 【市（環境局）】 ・有害<u>ガス</u>等に係る施設に対する検査 (略) 第3項 実施内容	表現の適正化

134	1 有害ガス等災害予防のための立入検査・指導 法令に定めるところにより、有害物質等に係る施設に対する検査をするとともに、事故防止について維持・管理等の指導を行う。 2 (略) 第7節～第9節 (略) 第4章 震災予防施設等の緊急整備計画 第1節～第2節 (略) 第3節 緊急輸送道路の整備 第1項 方針 地震発生時において、人・物資等の輸送を行うため、交通規制との整合性を図りながら緊急輸送道路の整備を促進する。 第2項 関係機関の役割の例 市（危機管理室・都市整備局・区役所） ・役割の例 [緊急輸送道路の整備] 第3項 実施内容 1 緊急輸送道路の整備 [市] 緊急輸送道路については、第1次緊急輸送道路（県・市・重要港湾・空港及び広域物流拠点等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路）、第2次緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路と主要な防災拠点を連絡する道路）、第3次緊急輸送道路（第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路）に区分し、岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画にて指定されている。 <u>(新規)</u>	1 有害ガス等災害予防のための立入検査・指導 法令に定めるところにより、有害ガス等に係る施設に対する検査をするとともに、事故防止について維持・管理等の指導を行う。 2 (略) 第7節～第9節 第4章 震災予防施設等の緊急整備計画 第1節～第2節 (略) 第3節 緊急輸送道路等の整備 第1項 方針 地震発生時において、人・物資等の輸送を行うため、交通規制との整合性を図りながら緊急輸送道路等の整備を促進する。 第2項 関係機関の役割の例 市（危機管理室・都市整備局・区役所） ・役割の例 [緊急輸送道路等の整備] 第3項 実施内容 1 緊急輸送道路等の整備 [市] 緊急輸送道路については、第1次緊急輸送道路（県・市・重要港湾・空港及び広域物流拠点等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路）、第2次緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路と主要な防災拠点を連絡する道路）、第3次緊急輸送道路（第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路）に区分し、岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画にて指定されている。 大規模災害時における救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、緊急輸送道路等の整備（（主）岡山吉井線、（都）上石井岩井線、（都）大元二日市町線）や無電柱化（（都）上石井岩井線、（都）大元二日市町線、（主）岡山児島線、（主）西大寺山陽線、（一）岡山倉敷線、（主）岡山港線、（主）岡山赤穂線、（主）岡山牛窓線、市道西川原 66 号	表現の適正化 各部より意見のあったもの
-----	--	---	-----------------------------------

144	また、未整備箇所の環状道路（主要地方道岡山赤穂線、市道江並升田線、（都）下中野平井線、（都）米倉津島線）について、整備を推進し、緊急輸送道路機能の向上を図る。山陽自動車道（緊急輸送道路）と市内の道路ネットワークとの連携を強化し、災害時についても広域的な人や物の移動を支えるとともに迂回路機能の確保などに寄与する山陽自動車道吉備スマートＩＣへのアクセス道路や美作道路の整備を推進する。 第４節～第５節（略） 第３部 地震・津波災害応急対策計画 第１章 応急体制 第１節 応急活動体制 第１項 方針 地震や津波が発生した場合の初動体制として、被害状況の把握に努め、市民の生命、身体、財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。 また、大規模地震には、職員の被災・交通機関・通信施設の途絶が想定されることから、初動体制として配備・業務を定め、状況に応じ上位の体制へ円滑に移行するものとする。 （略） 第２項 実施内容	線、市道東川原 39 号線、市道浜 62 号線、市道西古松下中野線、市道新保 130 号線、市道新保 138 号線、市道富田 25 号線、市道富田 36 号線、市道十日市西町 19 号線）を推進する。 また、未整備箇所の環状道路（（主）岡山赤穂線、市道江並升田線、（都）下中野平井線、（都）米倉津島線）について、整備を推進し、緊急輸送道路機能の向上を図る。山陽自動車道（緊急輸送道路）と市内の道路ネットワークとの連携を強化し、災害時についても広域的な人や物の移動を支えるとともに迂回路機能の確保などに寄与する山陽自動車道吉備スマートＩＣへのアクセス道路や美作岡山道路の整備を推進する。 第４節～第５節（略） 第３部 地震・津波災害応急対策計画 第１章 応急体制 第１節 応急活動体制 第１項 方針 地震や津波が発生した場合の初動体制として、被害状況の把握に努め、市民の生命、身体、財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。 また、大規模地震には、職員の被災・交通機関・通信施設の途絶が想定されることから、初動体制として配備・業務を定め、状況に応じ上位の体制へ円滑に移行するものとする。 ただし、避難所の設置、避難誘導、水門・陸こうの閉鎖、道路啓開や施設の機能確保といった各種応急対策にあたっては、職員自らの安全が確保されることを前提とし、特に津波警報発表時には、津波浸水想定区域内からの速やかな避難を原則として、活動するように努めるものとする。 （略） 第２項 実施内容	方針の見直し
-----	--	---	---------------

144

1 震度階級に基づく防災体制及び職員の配備
(略)

体制	配備基準（地震）	活動内容
監視体制 待機配備	岡山市で震度 4	・ 気象情報等の収集及び配備指令の伝達。
注意体制 1 号配備	1 岡山市で震度 5 弱 2 県沿岸の海域に津波注意報が発表。 3 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表	・ 局地的又は小災害に対応 ・ 災害情報等の収集伝達 ・ 警戒巡視 ・ 災害応急対策
警戒体制 2 号配備	1 地震により相当規模の被害が発生し 1 号配備では対処できないとき 2 県沿岸の海域に津波注意報が発表され、瀬戸内海沿岸の近県に津波警報が発表 3 岡山市内で震度 5 強以上 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表	・ 災害情報、被害状況等の収集伝達 ・ 災害応急対策、災害防除措置
特別警戒体制 3 号配備	1 岡山市内で震度 6 弱以上 2 県沿岸の海域に津波警報が発表 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表	・ 気象情報・災害情報・被害状況等の収集伝達 ・ 災害応急対策 ・ 災害防除措置
非常体制 4 号配備	1 岡山市内で震度 6 強以上 2 県沿岸の海域に大津波警報（特別警報〔津波〕）が発表 3 地震・津波等により、市内全域において災害が続発し、又は被害が拡大するおそれのあるとき	・ 大規模な災害又は事故に対し、緊急かつ総力をあげて災害諸対策を強力に推進する。

2～3（略）

4 災害警戒本部
(1)設置基準
①岡山市内で震度 5 弱の地震を観測したとき。
②県沿岸の海域に津波注意報が発表されたとき。
③南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき。
④その他市長が必要により災害警戒本部設置を指示したとき。
（新規）

146

1 震度階級に基づく防災体制及び職員の配備
(略)

体制	配備基準（地震）	活動内容
監視体制 待機配備	岡山市で震度 4	・ 気象情報等の収集及び配備指令の伝達。
注意体制 1 号配備	1 岡山市で震度 5 弱 2 県沿岸の海域に津波注意報が発表。 3 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表 5 岡山市内で長周期地震動階級 3 を観測したとき	・ 局地的又は小災害に対応 ・ 災害情報等の収集伝達 ・ 警戒巡視 ・ 災害応急対策
警戒体制 2 号配備	1 地震により相当規模の被害が発生し 1 号配備では対処できないとき 2 県沿岸の海域に津波注意報が発表され、瀬戸内海沿岸の近県に津波警報が発表 3 岡山市内で震度 5 強以上 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表 5 岡山市内で長周期地震動階級 4 を観測したとき	・ 災害情報、被害状況等の収集伝達 ・ 災害応急対策、災害防除措置
特別警戒体制 3 号配備	1 岡山市内で震度 6 弱以上 2 県沿岸の海域に津波警報が発表 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表	・ 気象情報・災害情報・被害状況等の収集伝達 ・ 災害応急対策 ・ 災害防除措置
非常体制 4 号配備	1 岡山市内で震度 6 強以上 2 県沿岸の海域に大津波警報（特別警報〔津波〕）が発表 3 地震・津波等により、市内全域において災害が続発し、又は被害が拡大するおそれのあるとき	・ 大規模な災害又は事故に対し、緊急かつ総力をあげて災害諸対策を強力に推進する。

2～3（略）

4 災害警戒本部
(1)設置基準
①岡山市内で震度 5 弱の地震を観測したとき
②県沿岸の海域に津波注意報が発表されたとき
③南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき
④その他市長が必要により災害警戒本部設置を指示したとき
⑤岡山市内で長周期地震動階級 3 を観測したとき

上位計画と整合を図ったもの

上位計画と整合を図ったもの

訂正

148	(2) (略) 5 緊急初動班 (1) (略) (2) 緊急初動班の配備 緊急初動班は、勤務時間外において、岡山市で震度 5 弱以上の地震を観測した場合に、指定された勤務場所等に参集する。 (3) (略) 6 災害対策本部 (1) 本部の設置基準等 ① 災害対策本部は、次の場合に設置する。 ア 岡山市内で震度 5 強以上の地震を観測した場合 イ 県沿岸の海域に津波警報が発表されたとき ウ 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき <u>（新規）</u> エ その他市長が必要と認める場合 ② (略) (2)～(4) (略) 7 (略) 第 2 節～第 6 節 (略) 第 2 章 被災者の救助・保護 第 1 節 災害救助法の適用 第 1 項～第 2 項 (略) 第 3 項 実施内容 1 (略) 2 適用基準 (略)	(2) (略) 5 緊急初動班 (1) (略) (2) 緊急初動班の配備 緊急初動班は、勤務時間外において、岡山市で震度 5 弱以上の地震又は長周期地震動階級 3 以上の地震を観測したときに、指定された勤務場所等に参集する。 (3) (略) 6 災害対策本部 (1) 本部の設置基準等 ① 災害対策本部は、次の場合に設置する。 ア 岡山市内で震度 5 強以上の地震を観測したとき イ 県沿岸の海域に津波警報が発表されたとき ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき エ 岡山市内で長周期地震動階級 4 を観測したとき オ その他市長が必要と認める場合 ② (略) (2)～(4) (略) 7 (略) 第 2 節～第 6 節 (略) 第 2 章 被災者の救助・保護 第 1 節 災害救助法の適用 第 1 項～第 2 項 (略) 第 3 項 実施内容 1 (略) 2 適用基準 (略)	訂正
-----	--	--	----

167

基準 1

(1号)

住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯（住家滅失世帯）が 150 世帯以上の場合。

ただし、1 行政区に別表の「A 欄」の世帯数以上の場合は、その行政区にのみ適用する。（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号）

基準 2

(2号)

住家滅失世帯数が上記「基準 1」に達しない場合でも、岡山県下で 1,500 世帯以上、しかも、本市又は本市の区における住家滅失世帯数が別表の「B 欄」の世帯数以上の場合は、本市又はその行政区にのみ適用する。（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号）

基準 3

(3号)

岡山県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上で、しかも、本市の各行政区における住宅滅失世帯数が多数（住家滅失世帯数が次表の「B 欄」に達していないが、救助が必要な程度の被害（5 世帯以上）の場合。（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段）（「5 世帯以上」の根拠：災害救助事務取扱要領 P6 より）

基準 4

(4号)

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当するとき

(1) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(2) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号）

<別表>（略）

(2)（略）

3～5（略）

第 2 節 避難及び避難所の設置・運営計画

第 2-1 節 避難方法

第 1 項～第 2 項（略）

第 3 項 実施内容

1 避難指示等

【市】

(1)避難指示の発令判断基準と発令対象範囲

(略)

172

基準 1

(1号)

住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯（住家滅失世帯）が市全域で 150 世帯以上の場合。

ただし、市全域で 150 世帯未満かつ 1 行政区に別表の「A 欄」の世帯数以上の場合は、その行政区にのみ適用する。（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号）

基準 2

(2号)

住家滅失世帯数が上記「基準 1」に達しない場合でも、岡山県下で 1,500 世帯以上かつ本市又は本市の区における住家滅失世帯数が別表の「B 欄」の世帯数以上の場合は、本市又はその行政区にのみ適用する。（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号）

基準 3

(3号)

岡山県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上かつ本市の各行政区における住宅滅失世帯数が多数（住家滅失世帯数が次表の「B 欄」に達していないが、救助が必要な程度の被害（5 世帯以上）の場合。（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段）（「5 世帯以上」の根拠：災害救助事務取扱要領 P7 より）

基準 4

(4号)

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当するとき

(1) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(2) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号）

<別表>（略）

(2)（略）

3～5（略）

第 2 節 避難及び避難所の設置・運営計画

第 2-1 節 避難方法

第 1 項～第 2 項（略）

第 3 項 実施内容

1 避難指示等

【市】

(1)避難指示の発令判断基準と発令対象範囲

(略)

表現の具体化

市の対策の整理

1) 津波 [高齢者等避難] ※津波の場合、一刻も早い避難が必要であることから、即時避難指示の発令を基本とするが、遠地震の場合などは津波到達時間も考慮し、<u>避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告の発令も検討する。</u> [避難指示] 以下のいずれかの条件を満たすときに発令するが、避難指示（緊急）を行う範囲は、揺れを伴う場合と揺れを伴わない場合でその範囲が異なることに留意する。 ■津波注意報（0.2m≦予想高さ≦1m）が発表された場合・・・※ ■津波警報（1m<予想高さ≦3m）が発表された場合 ■大津波警報（3m<予想高さ）が発表された場合 ※津波注意報による発令は、揺れの有無に関係なく、沿岸部一帯のみを発令対象範囲とする。 [津波災害に対する発令対象範囲] ①揺れを伴う場合の避難指示発令対象区域 ○パターンA「<u>避難指示発令対象区域全域を一つの発令単位とする</u>」 <u>（津波到達まで余裕がない場合）</u> ⇒<u>国道2号より南側の小学校区及び御南、西、旭操、財田、富山、可知、古都、芥子山学区</u> ○パターンB「<u>すべて小学校区単位(41学区)で発令する</u>」 <u>（津波到達まで余裕がある場合）</u> ②揺れを伴わない場合（堤防が機能している状況）の避難指示発令対象区域 ○<u>揺れを伴わない津波災害については、堤防が機能する場合の津波浸水想定区域図を参考に、浸水想定地区（小学校区単位）と沿岸部一帯を発令対象範囲とする。</u>	1) 津波 [高齢者等避難] ※津波の場合、一刻も早い避難が必要であることから、即時避難指示の発令を基本とするが、遠地震の場合などは津波到達時間も考慮し、高齢者等避難の発令も検討する。 [避難指示] 岡山県沿岸に次の警報が発表されたときに発令する。 ■津波警報（1m<予想高さ≦3m） ■大津波警報（3m<予想高さ） [津波災害に対する発令対象範囲] 浸水想定区域を発令対象範囲とする。 ※ただし、津波注意報又は津波警報（近県）の場合は、沿岸部及び浸水想定区域に注意喚起を行う。
---	---

179	2) 地震 [高齢者等避難] — [避難指示] 以下の<u>いずれかの</u>条件を満たすときに発令する。 ■地震による火災より、延焼のおそれがある場合 ■地震による河川堤防の破損、地盤の緩みなどによって浸水害や土砂災害など、二次災害のおそれが高まっている場合 [地震災害に対する発令対象範囲] 発令対象区域については、状況により、小学校区単位・町丁目等の地区単位で発令する。 (略) 2～4 (略) 第2-2節 (略) 第2-3節 指定避難所の運営体制 第1項 (略) 第2項 関係機関の役割の例	2) 地震 [高齢者等避難] 発生時期等が予測できないため、発令しない。 [避難指示] 以下の条件を満たすときに発令する。 ■市内で震度6弱以上が観測された場合 [地震災害に対する発令対象範囲] 地震については、発生前に予め震源域や、発生時期を予測することが不可能であり、地震災害に伴う二次災害（火災、余震による被害等）も予め設定することができないため、市内で震度6弱以上の地震が観測された場合は、市内全域を発令対象範囲とする。 3) 地震（揺れを伴う）津波 [高齢者等避難] 即時避難指示の発令を基本とするため、発令しない。 [避難指示] 震度階級と防災気象情報（津波）に応じて発令する。 [地震（揺れを伴う）津波に対する発令対象範囲] 震度階級と防災気象情報（津波注意報、津波警報）に応じて、市内全域又は浸水想定区域を発令対象範囲とする。 ※ただし、津波注意報又は津波警報（近県）の場合は、沿岸部及び浸水想定区域に注意喚起を行う。 (略) 2～4 (略) 第2-2節 (略) 第2-3節 指定避難所の運営体制 第1項 (略) 第2項 関係機関の役割の例	各部より意見の あったもの
-----	--	--	--------------------------

180	【市】 ・指定避難所の運営管理 ・避難者の良好な生活環境の確保 ・<u>避難所救護センターの設置</u> ・指定避難所の規模縮小・統合・閉鎖 【県】 ・<u>災害時の心のケアの専門職チームの編成及び協力の要請</u> 【岡山県精神科医療センター】 ・<u>各避難所を巡回して検診・相談業務の実施</u> 【精神保健福祉センター】 ・<u>各避難所を巡回して検診・相談業務の実施</u> (略) 第3項 実施内容 1 維持管理体制の確立 【市】 (略) また、指定避難所の運営管理に当たっては、避難所内の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努め、さらに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女ニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するものとする。 2 (略) 3 生活環境への配慮 【市】 (略) ①～⑬ (略)	【市】 ・指定避難所の運営管理 ・避難者の良好な生活環境の確保 (削除) ・指定避難所の規模縮小・統合・閉鎖 【県】 ・<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成及び協力の要請</u> (削除) (削除) (略) 第3項 実施内容 1 維持管理体制の確立 【市】 (略) また、指定避難所の運営管理に当たっては、避難所内の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。<u>そのため、避難所開設当初からパーテーションや簡易ベッド等を設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女ニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するものとする。</u> 2 (略) 3 生活環境への配慮 【市】 (略) ①～⑬ (略) <u>⑭在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支</u>	上位計画と整合を図ったもの 上位計画と整合
181	(新規)	<u>⑭在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支</u>	上位計画と整合

	<u>(新規)</u>	援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。 ⑮車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊による避難者数、必要な物資等を集約するとともに、必要に応じ物資の補充等を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を車中泊による避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。	を図ったもの
182	4 保健・福祉面の対応 【市】 避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が増える傾向が報告されており、メンタル・ケアの必要がある。<u>そのため、内科に加え心療内科の診療も行うことができる避難所救護センターを設置する。</u>また、医師・保健師等は各指定避難所で巡回相談等の業務を行い、また、学校を避難所とする場合には担当の医師の下養護教諭もカウンセリングをサポートする。 (略)	4 保健・福祉面の対応 【市】 避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が増える傾向が報告されており、メンタル・ケアの必要がある。また、医師・保健師等は各指定避難所で巡回相談等の業務を行い、また、学校を避難所とする場合には担当の医師の下養護教諭もカウンセリングをサポートする。 (略)	上位計画と整合を図ったもの
183	第3節 被災者の救出計画 第1項 (略) 第2項 関係機関の役割の例 【市】、【県】、【自衛隊】、【海上保安庁】 (略) 【日赤県支部、<u>おかやまDMAT</u>、医療関係機関】 ・医療救護や<u>後方医療機関</u>への転送及び消防機関等への搬送要請 【住民】 ・救護等の協力 第3項 実施内容 1 (略) 2 負傷者の応急手当 【市・自衛隊】	第3節 被災者の救出計画 第1項 (略) 第2項 関係機関の役割の例 【市】、【県】、【自衛隊】、【海上保安庁】 (略) 【日赤県支部、<u>災害派遣医療チーム</u>（DMAT）、医療関係機関】 ・医療救護や<u>救急告示病院</u>への転送及び消防機関等への搬送要請 【住民】 ・救護等の協力 第3項 実施内容 1 (略) 2 負傷者の応急手当 【市・自衛隊】	各部より意見のあったもの

194	(略) 【日赤県支部・DMA T・医療関係機関】 <u>日赤県支部・おかやまDMA T・岡医連及び市医師会並びに他の医療機関</u>の医療救護班は、迅速かつ的確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要するものについては、<u>後方医療機関</u>への転送及び消防機関等に対して搬送の要請を行う。 【住民】 (略) 3～8 (略) 第4節～第6節 (略) 第7節 医療・助産実施計画 (共通事項) 岡山市保健医療<u>救護</u>本部 県災害保健医療調整本部 地域災害保健医療調整本部 第7-1節 医療体制 第1項 方針 災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用し他の医療機関との連絡協力を図りながら実施することとなるが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、<u>災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。災害発生後48時間等直後における医療救護に関しては必要に応じてDMA Tを受入れる。</u> 第2項 (略) 第3項 実施内容 1 (略)	(略) 【日赤県支部・<u>災害派遣医療チーム</u> (DMA T)・医療関係機関】 <u>DMA Tをはじめとする支援</u>医療救護班は、迅速かつ的確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要するものについては、<u>救急告示病院</u>への転送及び消防機関等に対して搬送の要請を行う。 【住民】 (略) 3～8 (略) 第4節～第6節 (略) 第7節 医療・助産実施計画 (共通事項) 岡山市<u>災害</u>保健医療<u>調整</u>本部 県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部 地域災害保健医療<u>福祉</u>調整本部 第7-1節 医療体制 第1項 方針 災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用し他の医療機関との連絡協力を図りながら実施することとなるが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、早期の情報の収集・提供を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。<u>県と連携して</u>災害発生後48時間等直後における医療救護に関しては必要に応じて<u>災害派遣医療チーム</u> (DMA T) を受入れる。 第2項 (略) 第3項 実施内容 1 (略)	表現の適正化 各部より意見のあったもの
-----	--	--	-----------------------------------

195	2 救護所の設置・医療救護班の編成 【市】 岡山市保健医療救護計画に基づき、岡山市保健医療救護本部及び岡山市災害医療対策会議を設置し、傷病者の発生状況を把握し、指定避難所・災害現場等に救護所を設置する。<u>救護所は保健所長が設置し、医療救護班の編成については、岡医連及び市医師会との協定に基づき、医療救護班の派遣を要請すると同時に県地域災害保健医療調整本部へ報告する。</u> <u>さらに被災状況に応じ、県地域災害保健医療調整本部に対して、医療救護班の派遣要請をする。また、DMAT等他からの応援を受入れ、医療救護の運営には岡医連及び市医師会と連携・協調して行う。</u> (略) 3～4 (略)	2 救護所の設置 【市】 岡山市保健医療救護計画に基づき、岡山市災害保健医療調整本部及び岡山市災害医療対策会議を設置し、傷病者の発生状況を把握し、指定避難所等に医療救護班を派遣する。災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣については、県災害保健医療福祉調整本部に要請する。 (削除) (略) 3～4 (略)	
197	5 効率的な医療の実施 【DMAT指定機関】 (略) 【医療関係機関】 ①～② (略) ③被災状況を地域災害保健医療調整本部へ報告するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。 ④医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。 ⑤ (略) 6～7 (略) 8 被災者の心のケア対策 【県】 被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、	5 効率的な医療の実施 【災害派遣医療チーム（DMAT）指定機関】 (略) 【医療関係機関】 ①～② (略) ③被災状況を地域災害保健医療福祉調整本部または市災害保健医療調整本部へ報告（広域災害救急医療情報システムのアカунトを持っている場合は、広域災害救急医療情報システムに入力）するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。 (削除) ④ (略) 6～7 (略) 8 被災者の心のケア対策 【県】 被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、	

198	<u>災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求める。</u> <u>災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。</u> 9 医療救護に係る費用・期間等の措置方法 ①～②略) <u>③集団的におおむね10人以上の傷病者が生じた災害等が発生した場合は、岡医連及び市医師会と締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」及び「災害時の医療救護活動に係る実施細目」により実施する。</u> <u>なお、7-2 医薬品の供給、7-3 傷病者の搬送についても同様とする。</u> 10 (略) 第7-2節 医薬品等の供給 第1項 方針	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成及び協力、派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。 9 医療救護に係る費用・期間等の措置方法 ①～② (略) (削除) 10 (略) 第7-2節 医薬品等の供給 第1項 方針	
199	医薬品等の<u>確保</u>については、備蓄している医薬品等の提供とともに、救急医薬品等の確保体制に基づき迅速に供給するものとする。 <u>輸血用血液製剤については、現行の確保体制（県赤十字血液センター）に基づき、円滑な輸血用血液製剤の供給に努める。</u> 第2項 関係機関の役割の例 【市】、【県】 ・医薬品等の<u>確保</u> (略) 第3項 (略) 第7-3節 (略) 第8節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画 第1項～第2項 (略) 第3項 実施内容 1 (略) 2 検視・遺体安置所の確保と遺体の処理 【市】	医薬品等の<u>調達</u>については、備蓄している医薬品等の提供とともに、救急医薬品等の確保体制に基づき迅速に供給するものとする。 (削除) 第2項 関係機関の役割の例 【市】、【県】 ・医薬品等の<u>調達</u> (略) 第3項 (略) 第7-3節 (略) 第8節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画 第1項～第2項 (略) 第3項 実施内容 1 (略) 2 検視・遺体安置所の確保と遺体の処理 【市】	表現の適正化

205	<u>避難所として使用されている施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置所として選定する。また、遺体の処理は安全・適切に行う。</u> 3～5（略） 第4項～第5項（略） 第9節～第11節（略） 第3章（略）	多数の死者が生じ遺体の検視・安置の必要がある場合、総括事務本部（遺体取扱係）は事前に選定した検視・遺体安置所（岡山ドーム・岡山市総合文化体育館・六番川水の公園体育館等）を開設し、関係職員を派遣し、県警察に検視を要請するとともに、遺族・親族への引き渡しが終了するまでの間、又は埋火葬が行われるまでの間、一時収容し安置する。なお、比較的遺体が少ない場合は、県警察や葬祭事業者等の遺体安置所の開設を要請する。 3～5（略） 第4項～第5項（略） 第9節～第11節（略） 第3章（略）	表現の具体化
239	第4章 民生安定活動 第1節～第3節（略） 第4節 ごみ・し尿処理計画 第1項（略） 第2項 関係機関の役割の例	第4章 民生安定活動 第1節～第3節（略） 第4節 ごみ・し尿処理計画 第1項（略） 第2項 関係機関の役割の例	災害廃棄物処理計画と整合を図ったもの
247	臨時の<u>ごみ置き場等</u>の設置及び地域住民等への周知 第3項 実施内容 1（略） 2 避難所等被災地におけるごみ処理等 【市】 ごみ等の処置について、次の処置を速やかに行う。 <u>①臨時のごみステーション、ごみ仮置場を粗大ごみ・不燃ごみと可燃ごみを区分して定め、住民や避難者に周知する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民に周知する。</u> ②住民、避難者等の協力を得て、<u>仮置場</u>のごみの整理、飛散、流出の防止等の管理を行う。 ③（略）	臨時の<u>集積所・仮置場</u>の設置及び地域住民への周知 第3項 実施内容 1（略） 2 避難所等被災地におけるごみ処理等 【市】 ごみ等の処置について、次の処置を速やかに行う。 ①臨時の<u>集積所及び仮置場を設置し、開設場所や時間</u>、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について、住民や<u>避難者</u>に周知する。 ②住民、避難者等の協力を得て、<u>集積所及び仮置場</u>のごみの整理、飛散、流出の防止等の管理を行う。 ③（略）	

248	④軽度若しくは未被災地域においても従来の収集体制の確保が困難なため、臨時収集体制の広報を徹底する。	④軽度及び未被災地域においても従来の収集体制の確保が困難なため、臨時収集体制の広報を徹底する。	
249	⑤トイレが使用不能となった場合、リース業者等の協力を得て仮設の共同トイレを設置する。	⑤避難所等のトイレが使用不能となった場合、リース業者等の協力を得て仮設の共同トイレを設置する。	
	⑥～⑦（略）	⑥～⑦（略）	
	3（略）	3（略）	
249	第5節 災害廃棄物処理計画	第5節 災害廃棄物処理計画	
	第1項 方針	第1項 方針	
	（略）	（略）	
	・一時的仮置場の確保	・集積所・仮置場の確保	
	（略）	（略）	
	第2項 関係機関の役割の例	第2項 関係機関の役割の例	
	一般社団法人岡山県産業廃棄物協会	一般社団法人岡山県産業資源循環協会	
	第3項（略）	第3項（略）	
	第6節 防疫及び保健衛生計画	第6節 防疫及び保健衛生計画	
	第6-1節 感染症等予防	第6-1節 感染症等予防	
	第1項（略）	第1項（略）	
	第2項 関係機関の役割の例	第2項 関係機関の役割の例	
	【市】	【市】	
	・家屋等の消毒	（削除）	
	（略）	（略）	
	第3項 実施内容	第3項 実施内容	
	【市】	【市】	
251	次により感染症等の予防措置を行う。	次により感染症等の予防措置を行う。	
	(1) 予防措置の実施	(1) 被災世帯に対しての指導	
	<u>感染症の発生を予防し、まん延を防止する必要があると認める場合は、地区別実施計画により家屋等の消毒を行う。</u>	<u>浸水家屋の床下や庭等の消毒は不要であることを伝え、浸水箇所の清掃と乾燥の必要性について指導を行う。</u>	
		また、必要に応じて消毒等の感染症予防について指導を行う。	

各部より意見の
あったもの

252	(2)～(4) (略) (5) 指定避難所における感染症対策 指定避難所においては、岡山市避難所運営マニュアルに基づき、ひなんしゃの健康状態の調査、防疫活動を実施する。 (6)～(8) (略) <u>(新規)</u> 第6-2節 健康管理 第1項 方針 被災者に対して、予防医学的な観点での公的な支援が不可欠であるため、保健所の機能強化、健康相談会場の設定、巡回訪問相談指導体制、エコノミー症候群解消等について、<u>避難所救護センター</u>や医療機関、協力協定先との連携を図る。 この場合のマンパワーの不足については、非被災地の医師や保健師等の応援を求める。 第2項～第3項 (略) 第6-3節 (略) 第6-4節 公衆衛生活動 (共通事項) 県災害保健医療調整本部 地域災害保健医療調整本部 他、(略) 第5章 機能確保活動	(2)～(4) (略) (5) 指定避難所における感染症対策 指定避難所においては、岡山市避難所運営マニュアルに基づき、ひなんしゃの健康状態の調査、防疫活動を実施する。また、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。 (9) 仮設トイレの設置 指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。 第6-2節 健康管理 第1項 方針 被災者に対して、予防医学的な観点での公的な支援が不可欠であるため、保健所の機能強化、健康相談会場の設定、巡回訪問相談指導体制、エコノミー症候群解消等について、医療機関、協力協定先との連携を図る。 この場合のマンパワーの不足については、非被災地の医師や保健師等の応援を求める。 第2項～第3項 (略) 第6-3節 (略) 第6-4節 公衆衛生活動 (共通事項) 県災害保健医療福祉調整本部 地域災害保健医療福祉調整本部 他、(略) 第5章 機能確保活動	表現の適正化
255	県災害保健医療調整本部 地域災害保健医療調整本部 他、(略) 第5章 機能確保活動	県災害保健医療福祉調整本部 地域災害保健医療福祉調整本部 他、(略) 第5章 機能確保活動	表現の適正化

263	第1節 ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設応急対策計画 第1-1節～第1-5節（略） 第1-6節 下水道施設応急対策計画 第1項 関係機関の役割の例 【市】 ・緊急輸送道路や災害拠点病院等に接続する重要な<u>管渠ルート</u>の確認（略） 第2項 実施内容 【市】 市が管理する下水道施設については、<u>緊急輸送道路、災害拠点病院、広域避難所に接続する重要な管渠ルート</u>の確認、下水道台帳の電算化、バックアップシステム等についても検討する。 1) 管渠施設 市の管理する<u>管渠</u>施設は延長が最大であり、その大部分が道路等の地下に埋設されていることから、被災時には流下機能の低下のほか、地表面の陥没等想定される影響は大きい。 このため、日頃から<u>下水台帳</u>の整備や施設の健全度の把握に努めるとともに、発災時には、迅速に施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じて仮設ポンプ、仮設配管等の措置による応急復旧を行う。また、これらにより地表面の陥没等による二次被害の発生を防止する。 特に住民の避難生活の場となる避難所、救護活動を行う病院等に接続する管渠ルートの確認を行うとともに人員や資機材の確保を図る。 また、支援が必要な場合は、他の市町村及び県に支援要請を行う。 2) <u>下水処理場</u>、ポンプ場施設 【県】 （略） 第2節（略）	第1節 ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設応急対策計画 第1-1節～第1-5節（略） 第1-6節 下水道施設応急対策計画 第1項 関係機関の役割の例 【市】 ・緊急輸送道路や災害拠点病院等に接続する重要な<u>幹線等</u>の確認（略） 第2項 実施内容 【市】 市が管理する下水道施設については、<u>被害状況を把握するとともに、重要な幹線等の確認を行う。また、</u>下水道台帳の電子化、バックアップシステム等についても検討する。 1) 管渠施設 市の管理する<u>管路</u>施設は延長が最大であり、その大部分が道路等の地下に埋設されていることから、被災時には流下機能の低下のほか、地表面の陥没等想定される影響は大きい。 このため、日頃から<u>下水道台帳</u>の整備や施設の健全度の把握に努めるとともに、発災時には、迅速に施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じて仮設ポンプ、仮設配管等の措置による応急復旧を行う。また、これらにより地表面の陥没等による二次被害の発生を防止する。 特に住民の避難生活の場となる避難所や救護活動を行う病院等からの<u>排水を受ける管路</u>の確認を行うとともに人員や資機材の確保を図る。 また、支援が必要な場合は、他の市町村及び県に支援要請を行う。 2) 処理場、ポンプ場施設 【県】 （略） 第2節（略）	各部より意見のあったもの
-----	---	---	--------------

295	第4部 地震・津波災害復旧・復興計画（略） 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1章 総則 第1節～第2節（略） 第3節 南海トラフ地震の被害の特徴 1～2（略） 3 津波による被害 (1)（略） (2)孤立地域の発生 瀬戸内海では、太平洋側ほど津波は高くないものの、内海に入り込んだ津波は影響時間が長く、かつ海岸や島々によって複雑な反復を繰り返すため、本市唯一の離島である犬島においては本土への移動手段が失われる。 また、児島半島の沿岸部においても、津波到達による海面潮位の高さによっては海岸線を走る幹線道路が冠水し、避難路を失う可能性がある。 さらに、山間部等においては、地震動による土砂崩れにより道路が寸断され、孤立する集落が発生する可能性がある。 (3)～(4)（略） 4（略） 第4節～第5節（略） 第2章(略) 第3章～第7章 （共通事項） 陸上自衛隊第13特科隊	第4部 地震・津波災害復旧・復興計画（略） 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1章 総則 第1節～第2節（略） 第3節 南海トラフ地震の被害の特徴 1～2（略） 3 津波による被害 (1)（略） (2)孤立地域の発生 瀬戸内海では、太平洋側ほど津波は高くないものの、内海に入り込んだ津波は影響時間が長く、かつ海岸や島々によって複雑な反復を繰り返すため、本市唯一の離島である犬島においては本土への移動手段が失われる。 また、児島半島の沿岸部においても、津波到達による海面潮位の高さによっては海岸線を走る幹線道路が冠水し、避難路を失う可能性がある。 さらに、山間部等においては、地震動による土砂崩れにより道路が寸断され、孤立する集落が発生する可能性がある。交通の途絶により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、必要に応じて国（消防庁）に支援を求める。 (3)～(4)（略） 4（略） 第4節～第5節（略） 第2章（略） 第3章～第7章 （共通事項） 陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊	上位計画と整合を図ったもの 時点修正
297			

	<u>おかやま</u> DMAT 第8章（略）	災害派遣医療チーム（DMAT） 第8章（略）	表現の適正化
--	----------------------------	---------------------------	--------